

(2) 事件調査の充実

公害紛争処理制度は、裁判所における司法的解決（民事裁判）では、①被害者にとって、加害行為と被害との因果関係の立証が困難な場合が多いこと、②訴訟に多額の費用を要すること、③手続が厳格なために、判決の確定による最終的な解決までに相当の年月を要すること等により、被害者救済のためには必ずしも十分とは言えず、公害紛争の迅速かつ適正な解決には限界があったこと等を踏まえ、整備が図られた制度である。このため、例えば公害等調整委員会が行う裁定の手続の中では、裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は公害等調整委員会の事務局の職員をしてこれを行わせることができるとされている（公害紛争処理法第42条の18）。

近年、土壤汚染問題、化学物質問題や低周波音問題に係る紛争等、因果関係の解明が困難な紛争が増加しており、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るために、公害等調整委員会が事実の調査等を行うことにより、加害行為と被害との因果関係等を明らかにすることが有効となる場合がある。

公害等調整委員会では、紛争解決に必要となる調査を迅速かつ適切に実施するため、事件調査のための予算を大幅に増額した平成21年度から引き続き、23年度も予算の確保に努めるとともに以下のとおり必要な事件調査を実施したところであり、今後とも、適時適切な調査を一層充実させ、迅速かつ適正な事件の処理に努めていくこととしている。

表4 平成23年度における主な事件調査の実施状況

事件名	実施年月	備考
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件 (慰藉料額等変更申請を含む。)	平成23年4月 平成23年10月 平成23年11月 平成24年3月	現地調査 現地調査 現地調査 現地調査
深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	平成23年10月	委託調査
横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	平成23年6月	委託調査
文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	平成23年9月	委託調査
文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	平成23年5月	現地調査
中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	平成23年4月	委託調査
葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	平成23年7月	委託調査
小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	平成23年10月	委託調査
鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	平成23年11月	委託調査
焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	平成23年12月	現地調査
宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	平成23年7月	委託調査

事件名	実施年月	備考
島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	平成24年1月 平成24年3月	委託調査 現地調査
名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	平成24年3月	現地調査

(注) 1 この表において、「現地調査」とは、裁定（調停）委員長又は裁定（調停）委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。

2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該調査に係る契約の年月を記載している。

(資料) 公害等調整委員会事務局